

京情個審答申第 40 号
令和 7 年 3 月 7 日

京都府公安委員会
委員長 在田 正秀 様

京都府情報公開・個人情報保護審議会
会 長 山 本 克 己

公文書部分公開決定に係る審査請求に対する
裁決について（答申）

令和 6 年 6 月 20 日付け公委第 616 号で諮問のあった事案について、次の
とおり答申します。

第1 審議会の結論

本件事案について、処分庁が行った公文書部分公開決定において非公開とした部分を含めて全部公開すべきである。

第2 審査請求に至る経過

- 1 令和5年9月20日、審査請求人は、京都府情報公開条例（平成13年京都府条例第1号。以下「条例」という。）第4条の規定により、京都府警察本部長（この答申において「処分庁」という。）に対し、「信号機工事費の積算根拠における、令和5年及び令和4年の「交通安全施設設置工事共通仕様書 標準単価内訳明細」（工事仕分表、歩掛代替表）」を内容とする公文書の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。
- 2 令和5年9月28日、処分庁は、本件公開請求に対応する公文書（以下「本件公文書」という。）を特定し、審査の結果、本件公文書について、同日付け規制第〇号別紙「公開をしない部分」欄で示す部分（以下「本件非公開部分」という。）を除いて公開する公文書部分公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、同日、審査請求人に通知した。
- 3 令和5年10月13日、審査請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、本件処分を不服として審査庁である京都府公安委員会に対して審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。
- 4 令和6年6月20日、諮問庁である京都府公安委員会（以下「諮問庁」という。）は、条例第19条第1項の規定により、京都府情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）に対して、本件審査請求に対する裁決について諮問した。

第3 本件審査請求の要旨

本件審査請求の要旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

第4 審査請求人の主張の趣旨

審査請求人が、審査請求書、反論書、再反論書及び再々反論書並びに当審議会に提出した意見書において述べている主張は、おおむね次のとおりである。

- 1 条例第6条第3号アに該当しないことについて
 - (1) まず、条例第6条第3号アにいう法人の「権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ」とは、法的保護に値する程度の蓋然性が必要である。
しかしながら、本件非公開部分には、具体的な法人名の記載はないと考えられ、「当該同種工事に関わる各事業者」の特定にはつながらないことから、特定の法人の権利、競争上の地位その他正当な利益としての法的保護の前提が認められない。

- (2) また、本件公開請求で求めているのは、処分庁が算出した工事金額等である。
見積数値を提出した事業者が特定できないのみならず、その事業者の数も、処分庁の算出方法すらも不明であることから、処分庁が算出した工事金額等を公開しても特定の法人の権利、競争上の地位その他正当な利益という法的保護の前提が認められず、これを害する蓋然性も認められない。
- (3) さらに、事業者が提出する見積数値は、年度毎の市場物価や労務費等により変動することが一般的である。
昨年度の見積数値が公になったとしても、処分庁が主張するように、事業者の企業努力により算出された見積数値を無制限に利用できるわけでは全くない。
- (4) これらのことから、本件非公開部分は、特定の法人の正当な利益を害する蓋然性は認められず、条例第6条第3号アに該当しない。

2 条例第6条第6号に該当しないことについて

- (1) 条例第6条第6号にいう「支障」の程度は実質的なものが要求され、また、「おそれがある」とは法的保護に値する程度の蓋然性が必要であるとされている。
- (2) 仮に、過去の年度の工事金額等が事後的に開示された場合においても、工事の対象、目的、工期、地域等の個別的事情が工事毎にそれぞれ異なること、時の経過に伴って物価も変動し、技術も進歩することなどに照らせば、開示後に実施される別の工事の工事金額等の予測には自ずから限界があり、入札参加者において見積努力を行う必要がなくなるものでは全くない。
- (3) むしろ、工事金額等の事後的開示は、その積算過程に対する事後的な検証を通じて違算の防止や入札の適正さを担保することになると考えられる。
- (4) これらのことから、本件非公開部分は、事務支障は認められず、条例第6条第6号に該当しない。

3 近隣事案及び京都府における他事案等について

京都府内の土木事務所が発注した他工事（令和4年度）について、単価や積算根拠等について情報公開請求したところ、かかる情報は全て公開決定されている。

また、大阪府警察本部及び滋賀県警察本部においても、令和4年度の信号工事の単価や積算根拠等について、いずれも開示されている。

さらに、弁明書において引用する横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申第2941号及び第2942号（以下「横浜市答申」という。）は、非開示とされた情報を開示すると機械的に「予定価格やこれに近い額」を算出できる事案であり、本件処分の適正を基礎付けるものではない。

4 結語

以上のとおり、本件処分は、条例第6条第3号ア及び第6号の解釈適用を誤った違

法があり、取り消されなければならない。

第5 諮問庁の説明の要旨

諮問庁が弁明書、再弁明書及び再々弁明書並びに諮問庁の職員による口頭説明において述べていることを総合すると、おおむね次のとおりである。

1 条例第6条第3号ア該当性について

- (1) 非公開部分に記録された情報は、事業者から提出された見積数値等をもとに算出された工事金額等である。

そして、この見積数値は、事業者の企業努力による積算能力や技術力等の独自のノウハウが反映される情報であり、見積数値が公開されたならば、入札参加資格者は、これを無制限に利用し、その積算能力や技術的根拠の如何にかかわらず、容易に予定価格等を算出することが可能になる。

よって、見積数値は、法人に関する情報であって、公にすることにより当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものである。

- (2) したがって、本件非公開部分は、条例第6条第3号アに該当するとして非公開とした判断は妥当である。

2 条例第6条第6号該当性について

- (1) 本件非公開部分は、事務事業に関する情報であって、公にすることにより積算金額の推測が容易となり、入札に参加する各事業者の企業努力を阻害し、今後の同種事業に係る入札業務等の適正な執行に支障を及ぼすおそれがある。

- (2) そして、仕訳表の歩掛は、本件公文書中「備考（参考資料）」欄に記載の参考資料等を基に作成しており、年度が変わっても参考資料の標準歩掛が改訂（原文ママ）されない限り、変わることはない。

そのため、過去の仕訳表を公開すれば、本年度の積算金額の推測が容易となり、この点からも入札参加資格者の適正な積算意欲を失わせ、結果として入札の競争性を損なうおそれがある。

また、数量及び単価を公開すれば計算により、あるいは単価のみの公開であっても数量が1と推測できる場合もあり、標準歩掛が推測できる。

- (3) さらに、信号機等の公共建築物は、道路交通の安全と秩序を守るために現代社会に不可欠なものであるが、信号機の倒壊や落下は時々起きているところである。信号機等の公共建築物の適切な設置と安全性の確保には細心の配慮が必要であり、技術力のある事業者による工事施工が必要である。

- (4) 加えて、本件審査請求と同様の審査請求案件である横浜市答申は、本件処分の正当性を裏付けるものである。

- (5) これらのことから、本件非公開部分は、条例第6条第6号に該当するとして非公開とした判断は妥当である。

3 結語

以上のことから、審査請求人の主張には理由がなく、本件処分は妥当であり、本件審査請求は棄却されるべきである。

第6 審議会の判断理由

審査請求人は、本件処分において処分庁が条例第6条第3号ア及び第6号に規定する非公開情報に該当するとした情報はこれらに該当せず、本件処分は妥当ではない旨を主張していることから、これらについて検討し、判断することとする。

1 条例第6条第3号ア該当性について

(1) 条例第6条第3号アは、法人その他の団体又は事業を営む個人（以下「法人等」という。）には、社会の構成員としての自由な事業活動が認められており、その事業活動上の利益も十分尊重、保護されなければならないことから、法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報を非公開情報と定めたものである。

(2) 当審議会において、本件非公開部分には処分庁が算出した工事金額等のみが記載されており、具体的な法人等の名称に係る記載はないことを確認した。

条例第6条第3号アは法人等が特定されることがその適用の前提となることから、非公開部分に記載された情報はこの前提を欠くものであることから、法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報とはいえない。

(3) したがって、条例第6条第3号アに定める非公開情報には該当しない。

2 条例第6条第6号該当性について

(1) 条例第6条第6号は、府が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものを非公開情報とすることを定めたものである。

ここにいう「適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」とは、事務事業の目的、その目的達成のための方法等に照らし、公益的な公開の必要性等の種々の利益を衡量した上での「適正な遂行」と言えるものであることが求められ、「おそれ」の有無は客観的に判断する必要がある、その程度も法的保護に値する程度の蓋然性が要求され、「支障」の程度は実質的であることが要求されるものである。

(2) 当審議会において、信号機等の公共建築物を含む、知事が発注、施工する工事に係る情報公開請求があった場合について、知事は本件公文書と同種の情報が記載された公文書を全部公開していること、すなわち、本件非公開部分に記載された情報も含めて公開していることを確認した。

このことは、本件非公開部分を公開しても、知事が発注、施工する工事の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがないことの証左に他ならない。

ひるがえって、処分庁が発注、施工する信号機等の公共建築物に係る工事に関して、知事が発注、施工する工事と異なる特殊な事情があるとは認められない。

(3) したがって、条例第6条第6号に定める非公開情報には該当しない。

3 結 論

以上の理由から、「第1 審議会の結論」のとおり判断するものである。

- 4 なお、審査請求人が当審議会に提出した意見書中、審議会への質問事項（第1の4①を除く。）については、処分庁に対してはともかく、当審議会がそれに対する回答を行うべきものであるとは認められないことを、念のため、申し添える。

参考

審議会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
令和6年 6月20日	諮問書の受理
令和6年 9月 3日	第1回審議会
令和6年 9月24日	第2回審議会
令和7年 1月17日	第3回審議会
令和7年 2月18日	第4回審議会
令和7年 3月 7日	答 申

調査審議に関与した委員

京都府情報公開・個人情報保護審議会第1部会

委 員（部会長）	山 本	克 己
委 員	奥 野	美奈子
委 員	原 田	大 樹
委 員	宮 本	恵 伸
委 員	山 舗	恵 子